

東レ健保 被保険者各位

【重要】健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行について（お知らせ）

表題の件、国の方針により、現行の健康保険証は2024年12月2日をもって廃止され、健康保険証の新規交付・再交付を終了することが決定されました。同日以降は、マイナンバーカードに健康保険証の機能を一体化したマイナ保険証での受診が基本となります。

つきましては、マイナ保険証への移行、および保険証等の取り扱いについて下記の通りお知らせいたしますので、マイナ保険証への早めの移行にご協力いただきますようお願いいたします。なお、詳細については、健保組合より連絡が入り次第別途お知らせいたします。

記

1. マイナンバーカードの取得とマイナ保険証の利用について

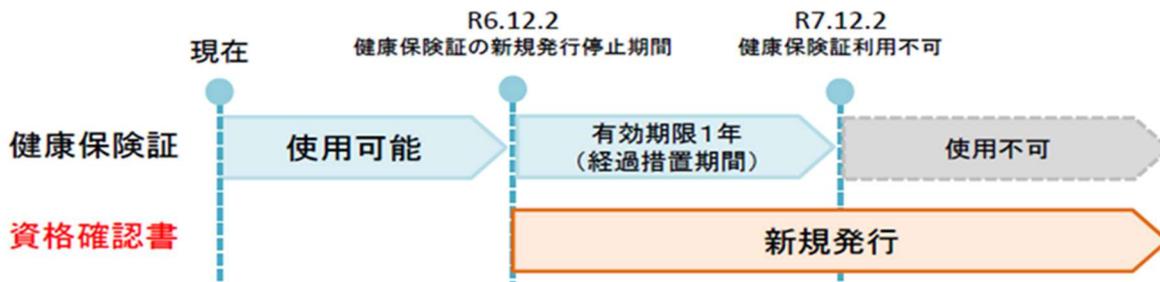
2024年12月2日の健康保険証の廃止に向けて、今のうちからマイナンバーカードの取得と保険証利用の登録を行い、受診時にはできるだけマイナ保険証を利用いただきますようご協力をお願いいたします。

2. マイナ保険証として利用するための手続き

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには保険証利用登録をする必要があります。マイナンバーカードを医療機関や薬局にお持ちいただくだけで、簡単にマイナ保険証として利用するための手続きができます。

3. 健康保険証の廃止について

2024年12月2日に健康保険証は原則廃止となります。



A. 2024年12月2日以降は、健康保険証の新規発行・再交付ができません。

以降の新規入社や保険証紛失等の場合はマイナ保険証を利用いただくことになります。

B. 発行済みの健康保険証は経過措置として1年間（最長2025年12月1日まで）利用できます。

4. 資格確認書の発行について

マイナンバーカードを持っていない、または、マイナ保険証利用登録をしていない方は、健保組合から交付される「資格確認書」を提示すれば、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

5. 「資格情報のおしらせ」の送付

全加入者に対して9月に一斉交付します。マイナンバーカードには、保険番号等の情報の記載がない為、このおしらせは絶対に捨てないでください。

(注1※補助金申請の際、健保番号が必要となります。注2※医療機関が電子対応していない際に必要となります。)

尚、「資格情報のおしらせ」のみでは、医療機関では認められず受診（保険適用）できません。

6. 参考資料

マイナンバーカードの保険証利用について(厚労省) ⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

以上